

# 発達障がい児等教育継続支援事業実施要綱

福岡県・福岡県教育委員会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県及び福岡県教育委員会が実施する発達障がい児等教育継続支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 本事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校等」という。）において、発達障がいを含む障がい（以下「発達障がい等」という。）のある幼児児童生徒などに対する一貫した継続性のある支援体制を整備することを目的とする。

## (事業の内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 巡回相談の実施
- (2) 保護者向けハンドブックの作成・配布
- (3) ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシートを含む。）の作成・配布

## (巡回相談)

第4条 第3条第1号の巡回相談を行うため、各教育事務所は、発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者で構成される巡回相談チームを置く。

- 2 巡回相談チームの構成員（以下「巡回相談員」という。）は、次の各号に掲げる者を基本とし、地域の実情に応じて決定する。
  - (1) 有識者（大学教授等）
  - (2) 医師（小児神経科、精神科等）
  - (3) 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等
  - (4) 就労支援員、キャリアカウンセラー等
  - (5) 指導主事
  - (6) その他発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者
- 3 巡回相談員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 学校等内における特別支援教育の理解・啓発
  - (2) 学校等内における推進体制整備に関する助言
  - (3) 学校等内における個別事例に対応した相談
  - (4) 学校等間連携における支援
  - (5) その他学校等の特別支援教育の推進に関する助言
- 4 巡回相談の実施手続は、別に定める。

(連携協議会)

第5条 本事業を関係機関が連携して円滑かつ効果的に実施するため、発達障がい児等教育継続支援事業連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

2 連携協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 本事業に係る庶務は、福祉労働部子育て支援課、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課及び教育庁教育振興部特別支援教育課において処理する。

(事業の実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、実施年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。